

○吹田市既存民間建築物アスベスト含有調査補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、アスベストによる被害の未然防止を図るため、市内の既存の民間建築物（国、都道府県、市町村等以外の者が所有する建築物をいう。以下同じ。）のアスベスト含有調査を実施する当該建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において、既存民間建築物アスベスト含有調査補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助の対象となる者は、次項に規定する建築物の所有者（区分所有建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建物をいう。以下同じ。）にあっては、管理組合（同法第3条に規定する団体をいう。以下同じ。））とする。

2 補助の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する民間建築物及び市長がアスベスト含有調査の必要があると認める民間建築物とする。

- (1) 吹付けアスベスト又はアスベストを含有する吹付けロックウールが施工されているおそれがある建築物であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けて建築されたものであること。
- (3) アスベスト含有調査について、国、大阪府、市その他の公共団体又は公共的団体の補助金等の交付を受けない建築物であること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、アスベスト含有調査を実施する事業のうち、市長が適当と認める事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、250,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に、市長が指定する期日までに、既存民間建築物アスベスト含有調査補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図

- (2) 補助対象事業を行う場所の図面
 - (3) 現況写真
 - (4) 補助対象事業に要する費用の見積書
 - (5) 法第6条第1項の確認済証の写し又は法第7条第5項の検査済証の写し（これらの書類を提出できない場合は、法第6条第1項の規定による確認を受けた日又は同項の規定による工事を完了した日を確認できる書類）
 - (6) 登記事項証明書その他の申請に係る建築物の所有関係が確認できる書類
 - (7) 所有者以外の者が居住し、又は使用している建築物（区分所有建物を除く。）にあっては、当該居住し、又は使用している者の同意書
 - (8) 区分所有建物にあっては、管理組合の規約及び補助対象事業の実施を決定した旨の議決書
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、既存民間建築物アスベスト含有調査補助金交付決定・変更交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定の内容若しくはこれに付した条件に不服があるとき又は補助対象事業の実施が困難となったときは、当該交付決定の通知を受けた日から原則として30日以内に、当該交付決定に係る申請を取り下げることができる。この場合において、補助決定者は、補助金交付申請取下げ届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項後段の届出書の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（変更交付の申請等）

第8条 補助決定者は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、既存民間建築物アスベスト含有調査補助金変更交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- (1) 第5条各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、既存民間建築物アスベスト含有調査補助金交付決定・変更交付決定通知書により、当該申請をした補助決定者に通知するものとする。この場合においては、第6条後段の規定を準用する。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、既存民間建築物アスベスト含有調査実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) アスベスト含有調査結果報告書又はその写し
- (2) 補助対象事業に要した費用の支払を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、既存民間建築物アスベスト含有調査補助金交付額確定通知書(様式第5号)により、補助決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による交付額確定の通知を受けた補助決定者は、速やかに既存民間建築物アスベスト含有調査補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第12条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を中止したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 第15条又は第16条後段の規定に違反したとき。
- (5) その他この要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第15条 補助決定者は、補助対象事業に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(指導及び助言)

第17条 市長は、補助決定者に対し、必要に応じ補助対象事業に関する指導及び助言をすることができる。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年11月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に吹田市既存民間建築物アスベスト含有調査補助金交付要綱の規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為とみなす。

(様式第1号)

吹田市既存民間建築物アスベスト含有調査補助金交付申請書

年 月 日

吹田市長あて

申請者 住 所
氏 名 ※
電話番号

(法人その他の団体にあつては、
事務所の所在地、名称、代表
者の氏名及び電話番号)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

法人、管理組合などの団体は記名押印してください。

次のとおり既存民間建築物アスベスト含有調査補助金の交付を申請します。

建築物の概要	建築物の名称	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
	建築物の所在地	吹田市
	構 造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()
	規 模	延べ面積 m ² 地上 階 地下 階
	用 途	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 (戸) <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 ()
	確認年月日・番号	年 月 日
	アスベスト施工箇所	室 名 施工部位
	施工箇所の現状	
含有調査委託先	事業所名 住 所	
交付申請額	円	
添付書類	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 補助対象事業を行う場所の図面 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 確認済証の写し又は検査済証の写し <input type="checkbox"/> 登記事項 証明書又はその写し <input type="checkbox"/> 居住者又は使用者の同意書 <input type="checkbox"/> 管理組 合の規約及び補助対象事業の実施を決定した旨の議決書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(様式第2号)

年 月 日
号
(年)

様

吹田市既存民間建築物アスベスト含有調査補助金
交付決定・変更交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請・変更交付申請のあった既存民間建築物アスベスト含有調査補助金について、次のとおり交付決定・変更交付決定したので通知します。

年 月 日

吹田市長 国

1 建築物の名称 有 () 無

2 建築物の所在地

3 交付決定・変更交付決定額 金 円

4 交付の条件

(様式第3号)

吹田市既存民間建築物アスベスト含有調査補助金変更交付申請書

年 月 日

吹田市長あて

申請者 住 所
氏 名 ※
電話番号

(法人その他の団体にあつては、
事務所の所在地、名称、代表
者の氏名及び電話番号)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

法人、管理組合などの団体は記名押印してください。

次のとおり 年 月 日付け 号で交付決定の

あった既存民間建築物アスベスト含有調査補助金の変更交付を申請します。

建築物の概要	建築物の名称	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
	建築物の所在地	吹田市
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()
	規模	延べ面積 m ² 地上 階 地下 階
	用途	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 (戸) <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 ()
	確認年月日・番号	年 月 日
	アスベスト施工箇所	室 名
	施工箇所の現状	施工部位
含有調査委託先	事業所名 住 所	
変更交付申請額	円	
変更を必要とする理由(具体的に)		
添付書類	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 補助対象事業を行う場所の図面 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 確認済証の写し又は検査済証の写し <input type="checkbox"/> 登記事項 証明書又はその写し <input type="checkbox"/> 居住者又は使用者の同意書 <input type="checkbox"/> 管理組 合の規約及び補助対象事業の実施を決定した旨の議決書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(様式第4号)

吹田市既存民間建築物アスベスト含有調査実績報告書

年 月 日

吹田市長あて

報告者 住 所
氏 名 ※
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、
事務所の所在地、名称、代表
者の氏名及び電話番号〕

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

法人、管理組合などの団体は記名押印してください。

年 月 日付け

号で補助金の交付決定・変

更交付決定のあつた既存民間建築物アスベスト含有調査が完了したので、次の書類を添えて報告します。

1 建築物の名称 有 () 無

2 建築物の所在地

3 調査完了日 年 月 日

4 調査費用 金 円

※ 添付書類

- (1) アスベスト含有調査結果報告書又はその写し
- (2) 補助対象事業に要した費用の支払を証する書類
- (3) その他 ()

(様式第5号)

号
日 月 年
(年)

様

吹田市既存民間建築物アスベスト含有調査補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった既存民間建築物アスベスト含有調査補助金について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

年 月 日

吹田市長 印

1 建築物の名称 有 () 無

2 建築物の所在地

3 交付確定額 金 円

(様式第6号)

吹田市既存民間建築物アスベスト含有調査補助金交付請求書

年 月 日

吹田市長あて

請求者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

(法人その他の団体にあつては、
事務所の所在地、名称、代表
者の氏名及び電話番号)

年 月 日付け 号で交付額の確定のあつた
既存民間建築物アスベスト含有調査補助金について、次のとおり交付の請求を
します。

1 建築物の名称 有 () 無

2 建築物の所在地

3 交付請求額 金 円

4 振込先

銀行		支店
預金の種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		